

社会福祉法人清和福祉会役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和福祉会の役員、評議員、及び評議員選任・解任委員の報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは法人の理事及び監事をいう。

2 役員及び評議員、評議員選任・解任委員を役員等という。

3 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会を役員会等という。

(報酬)

第3条 役員等には、役員会等への出席及び理事長が承認した法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給することができる。ただし当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 報酬は現金または銀行振込で支給する。

(報酬の額)

第4条 報酬の額は別表1により定めるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等には、役員会等への出席及び理事長が承認した法人業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は費用を弁償することができる。ただし当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、別表2に定めるものとする。

(支給日)

第7条 第3条、第5条に規定する報酬及び費用弁償の額は、支払い事由の発生した日から14日以内に支給する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

本規程の制定に伴い、社会福祉法人清和福祉会役員等の報酬に関する規定(平成26年4月1日施行)は廃止する。

別表 1

1 報酬額

役員及び評議員	理事会・評議委員会等出席	1回につき10,000円
評議員選任・解任委員	委員会等出席	1回につき10,000円

2 役員等は理事長が承認した法人業務及び事業運営のための業務に当たった場合は、前項と同額を支給する。

3 役員の報酬の各年度の総額は50万円までとする。

別表 2

1 費用弁償額

役員及び評議員	理事会・評議員会等出席	1回につき2,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会等出席	1回につき2,000円

2 役員等は理事長が承認した法人業務及び事業運営のための業務に当たった場合は、前項と同額を支給する。